

一般社団法人 職業教研究開発推進機構 会員及び賛助会員 規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人職業教育研究開発推進機構（以下、「当法人」という。）定款第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条の規定に基づき、本会の会員と賛助会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 当法人が提供するサービスを利用する個人を会員とする。

- 2 会員となる事を希望する者は、当法人のホームページ上で入会登録を行い、初回の会費を納入した時点で、入会を承認される。
- 3 入会金・会費は別途定める。
- 4 サイト会員（無料会員）となることを希望する者は、当法人のホームページ上で入会登録を行った時点で、入会を承認される。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、当法人の趣意に賛同し、その事業を援助する個人、法人又は団体で、所定の賛助会費を納めるものとする。

(入会)

第4条 賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書により申し込みをし、代表理事の承認があったときに会員となる。また、1年度の単位は4月～翌年3月とする。年度途中に入会する場合は、12月までは別に定める入会金・年会費を必要とする。1月以降の場合、初年度は入会金のみとし、年会費は翌年度4月より発生する。

(退会)

第5条 会員及び賛助会員が登録の解除、退会を希望する場合、書面（データ含む）にて事務局へ意思を示すことで、任意に登録の解除、退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しないものとする。

(除名)

第6条 会員及び賛助会員が、故意、過失に問わず、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員及び賛助会員としての義務に反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、理事会の決議により、その会員及び賛助会員の登録を削除し除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、基本第三者への会員、客員研究員、会友並びに賛助会員の資格の継承はできないものとする。

(守秘義務)

第7条 当法人は、会員及び賛助会員の許可を得ずに、その個人情報を公開または使用することはできない。また、会員及び賛助会員は、当法人の許可を得ずに、会員及び賛助会員として知り得た非公開情報を、会員及び賛助会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第8条 会員及び賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員及び賛助会員情報など、当法人へ虚偽の申請をする行為

- (2) 他の会員及び賛助会員、第三者若しくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為又はそれらの恐れがある行為
- (3) 事前の許可なく当法人のロゴマークなどをWEBや印刷物などへ転用する行為
- (4) その他、理事会が不適切と判断する行為

(特典利用)

第9条 法人賛助会員は以下の特典を利用することができる。1口当たり年2回、「ニューズレター」への広告の掲載ができる。(希望する号での掲載枠状況と掲載号スケジュールを確認の上、データにより入稿をする。尚、掲載位置は基本巻末、広告である旨をページ上部に記載する)

(その他)

第10条 当法人の責に帰さない活動において、会員及び賛助会員が、他の会員及び賛助会員や第三者に対して損害を与えた場合、当法人はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員及び賛助会員が本各条項に反した行為、または不正若しくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該、会員及び賛助会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

(協議条項)

第11条 この規定に定めのない事項および解釈につき疑義を生じた事項については、当法人と会員及び賛助会員は誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

附則

この規則は、令和3年10月30日から施行する。(令和3年10月30日理事会決議)

この規則は、令和5年5月21日から施行する。(令和5年5月21日理事会決議)